

平成22年度 行財政再生シート

NO. 7-1

項目名	商工振興施設	事業名	商工会館管理運営事業
担当部	環境経済部	担当課等	商工観光課

この事業に係る費用を市民一人あたりに換算すると **24** 円 です。

※事業費（平成22年度予算額）を人口5万5千人で除した額

1. 事業の目的・概要等

(1) 事業の目的	・ 商工業の振興 (商工業者で組織された商工会議所の入所を前提に設置)			
(2) 事業の概要	・ 昭和48年4月竣工。 ・ 鉄筋コンクリート造2階建て（延べ856㎡）、敷地1164㎡ ・ 指定管理者：常滑商工会議所（平成21年度～25年度の5か年、任意指定） ・ 他の入居団体：常滑国際交流協会、アクサ生命保険(株)名古屋営業所常滑分室、とこなめ工房(株)			
(3) 実施・運営方法		1. 市が直接実施・運営		
	○	2. 外部へ委託または指定管理	委託先等	常滑商工会議所
		3. 団体等への補助金により実施	実施主体	
		4. その他（ ）		
(4) 実施期間など	開始年度	昭和48年	終了予定年度	予定なし
(5) 根拠法令など	・ 常滑市商工会館の設置及び管理に関する条例			
(6) 近隣市町・類似団体等の状況	・ 指定管理者：東海市（年4,916万円）、東浦町（年126万円）、美浜町（年77万円） ・ 賃貸：大府市（年使用料338万円） ・ 建物自己所有（土地は市町所有が多い）：半田市、知多市、阿久比町、武豊町、南知多町（豊浜・内海・師崎）			

2. 事業費の推移

(千円)

-		H19決算額	H20決算額	H21決算額	H22予算額	
支出	事業費	1,440	1,440	1,296	1,200	
	人件費※	正規	0.02	0.02	0.02	0.02
		再任	160	156	138	138
		臨時	0	0	0	0
	支出計	1,600	1,596	1,434	1,338	
	財源	国・県支出金				
地方債						
その他（ ）						
一般財源		1,600	1,596	1,434	1,338	
市民1人あたり(円)★	29	29	26	24		
投資事業費	全体事業費		～H22未見込	H23以降	進捗率	
	うち一般財源		うち一般財源	うち一般財源	(H22未見込)	

※人件費の算出単価 ・ 正規職員 : H19/8,000千円、H20/7,800千円、H21/6,900千円、H22/6,900千円
・ 再任用職員 : H19/2,900千円、H20/2,800千円、H21/2,600千円、H22/2,400千円
・ 臨時職員 : H19～H22/1,000千円

★支出計を人口55,000人で除した額

3. 事業実績・計画と成果等

	H19実績	H20実績	H21実績	H22計画
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所業務全般 ・商工会議所として意見の公表・具申・建議 ・調査研究、各種証明、鑑定・検査、技術・技能の普及 ・検定、取引仲介・斡旋、貿易振興 ・とことこバス事業推進協議会 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所業務全般 ・商工会議所として意見の公表・具申・建議 ・調査研究、各種証明、鑑定・検査、技術・技能の普及 ・検定、取引仲介・斡旋、貿易振興 ・とことこバス事業推進協議会 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所業務全般 ・商工会議所として意見の公表・具申・建議 ・調査研究、各種証明、鑑定・検査、技術・技能の普及 ・検定、取引仲介・斡旋、貿易振興 ・とことこバス事業推進協議会 ・常滑市観光協会事務局 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所業務全般 ・商工会議所として意見の公表・具申・建議 ・調査研究、各種証明、鑑定・検査、技術・技能の普及 ・検定、取引仲介・斡旋、貿易振興 ・とことこバス事業推進協議会 ・常滑市観光協会事務局 など
成果・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の商工業の発展のため、商工会議所として多種多様な業務を実施。 ・平成21年度からは常滑市観光協会事務局を担い、観光立市の実現をめざした取組も展開。 ・会館運営を代替できる組織は無いと考える。 			

4. 事業の必要性

必要性	チェック数	法定等の実施義務がある	緊急度が高い	類似(代替)事業が存在しない
	1	実施目的が未達成である	政策・施策の中で優先度が高い	受益者が多く市民ニーズが高い
		市以外では実施不可能である	継続しなければ効果が表れない	市長の公約に掲げている
	廃止・凍結・休止・先送りした場合の影響	商工会議所の活動は商工会議所法に基づき実施されており、市内の商工業者にとって、必要不可欠なものである。事業実施は他施設でも可能だが移転等の必要性がなく、まして、廃止することは考えられない。		
想定される代替事業		なし		-
	市既存事業の活用	市（担当課）		
		既存の事業		
	民間事業の活用	想定事業主体		
代替事業				

5. 事業の自己評価(今後の方向性・課題など)

<ul style="list-style-type: none"> ・本施設は、設立当時から現在まで、商工会議所として有効に利用されている。 ・商工会議所は、市内の商工業の振興に大きく貢献しており、引き続き現状を維持したい。 ・指定管理料の金額は、指定管理者制度導入前の補助金を継続したもの。市の商工業発展の推進役として非常に重要な位置を占めた公的機関であり、継続と考える。
